

回覧

住民税非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯応援給付金 (3万円/1世帯)のご案内

住民税非課税世帯応援給付金(1世帯あたり3万円)は、住民税非課税世帯や令和5年1月から6月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり3万円

給付金の支給時期

村が確認書(申請書)を受理した日から3週間後が目安です。

給付対象と申請の有無

支給対象となる世帯(いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の令和5年度
「住民税が非課税」の世帯

令和5年1月～6月の収入が
減少し「住民税非課税相当」
の収入となった世帯(家計急変世帯)

泉崎村から給付金の支給のお知らせ
又は確認書が届きます。

※一部申請が必要な場合があります。

令和5年6月1日時点で住民登録
のある世帯主に送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期間: 令和5年7月3日(月)

～令和5年8月31日(木)

令和5年6月1日時点で住民登録の
ある世帯主が申請してください。

詳しくは裏面「II」へ

お問い合わせ

泉崎村役場 保健福祉課(保健福祉総合センター内)

令和5年度住民税非課税世帯給付金担当

電話番号: 0248-54-1333 FAX: 0248-54-1353

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税が非課税の世帯

令和5年6月1日時点で住民登録のある世帯で、**世帯全ての方が**、令和5年1月1日以前から泉崎村にお住まいの場合に世帯主に送付されます。

(住民税基本台帳に口座番号の登録がある方)

- 対象となる世帯には、泉崎村から、給付金の支給のお知らせが届きます。支給を受ける方は特に**手続きの必要はありません**。
- 給付金の支給を辞退する方又は給付金の振込先の変更を希望する方は、届出書を送付いたしますので**お申し出ください**。

(住民税基本台帳に口座番号の登録がない方)

- 対象となる世帯には、泉崎村から、支給要件確認書が届きます。中身を確認して、泉崎村に**返信してください**。
- 住民税課税状況の確認及び希望する金融機関口座の確認
- 期限までに確認書の提出がない場合は、**給付金を受け取れません**。

令和5年6月1日時点で住民登録のある世帯で、令和5年1月2日以降から泉崎村にお住まいの場合。

(住民税基本台帳で確認のできない方)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要ですのでお申し出ください**。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に提出してください。
- 世帯全員の住民税課税状況を確認するため、令和5年1月1日時点の住所地の「令和5年度住民税非課税証明書」の写しが必要となります。

II 予期せず家計が急変し収入が減少した世帯 (世帯全員が住民税非課税相当となった世帯)

令和5年6月1日時点で住民登録のある世帯で、令和5年1月から6月までの収入状況が、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯。

- 給付金を受け取るには、**申請が必要ですのでお申し出ください**。
- 申請書に必要事項を記入し、添付書類と一緒に提出してください。
- 世帯全員の令和5年1月から6月までの収入状況を確認します。